

徳島市
スマートフォン講習会開催業務に係る
情報提供依頼（R F I）

令和8年8月

徳島市総務部デジタル推進課

今後予算化を検討している案件について、次のとおり情報提供を依頼します。

1 目的

本市では、徳島市デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画2026を令和8年3月に策定し、取組項目のひとつである「デジタルデバイド（情報格差）への対策」として、高齢者等向けのスマートフォン講習会の開催を検討しています。

つきましては、スマートフォン講習会の開催にあたり、今後の仕様策定及び予算要求の参考とさせていただくため、専門的知見や豊富な経験を有する事業者の皆様に、ご提案、ご意見及び資料の提供をお願いするものです。

2 提案書の記載事項

講習会は市の施設を利用し、3ヶ月～6ヶ月間程度の開催を想定していますので、この期間で実施可能な講習会について、提案をお願いします。

(1) 提案者の会社概要

(2) 講習会の開催形式（会議室等を使用した教室型、車両を活用した移動型等）

※市の施設を利用する想定のため、施設利用料の見積は不要です。

(3) 開催期間、開催回数、定員、講師の人数 等

（例：3ヶ月間、毎週1日、1日3回、1回1時間、1回10人、講師1名＋補助1名）

(4) 講習会の内容（スマートフォン操作基礎、LINE利用等）

(5) 講習会でのスマートフォン貸出の可否、市の準備が必要な機材

(6) 参加申込の受付事務（電話予約等）の実施の可否

(7) 事業者決定から講習会開催までのスケジュール

(8) 概算見積書

※複数の提案をいただける場合は、それぞれの金額が分かるように記載ください。

※過去に国の補助等の利用実績がある場合は、合わせて情報提供ください。

(9) 他の自治体における契約実績、開催実績、受講者の評価等

3 提案手続について

(1) 提出期限 令和8年9月30日（水）17時まで

(2) 提出先 徳島市総務部デジタル推進課

(3) 提出方法 持参、メール又は郵送

※ 本市のメールシステムは、1通当たり25Mバイト前後までしか受信できないため、それ以上のサイズの場合は別に連絡してください。本市が指定するファイル交換サービスによる送受信を行います。

(4) 提出物 提案書、見積書

※ 提出物の形態は、電子媒体一式とします。

※ 提案書の様式は、任意とし、枚数の指定はありません。ただし、印刷時の用紙サイズは A4 又は A3 に収めるようにしてください。用紙の向きの指定はありません。

※ 提案書は、パンフレット及びホームページ資料等を活用いただいても構いません。

4 注意事項

- (1) 本資料による提案及び見積の依頼については、今後の調達及び契約に関して意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報については、本市内部で使用するものであり、提案者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、徳島市情報公開条例で定義する公文書に該当しますので、開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を明記してください。なお、秘密保持契約が必要となる場合は、別途検討しますのでご連絡ください。
- (3) 本件見積書及び提案書等一式については、返却しませんので、ご了承ください。
- (4) 本件に係る諸費用の一切について、本市は負担しません。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日確認のために問い合わせ、資料の追加提供の依頼を行う場合があります。
- (6) 本件に係る本市から提供する全ての情報については、社内にて厳重に管理するものとし、第三者に対して開示又は漏えいしないでください。提案終了後においても同様とします。
- (7) 本市のデジタル化の全体スケジュールに合わせて、締切後にも追加の確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

5 本件に関する対応窓口

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地

徳島市総務部デジタル推進課 石川・岡西

電話番号 088-621-5095

電子メール digital_suishin@city-tokushima.i-tokushima.jp

※本件に関する質問、問い合わせは、「様式 1 質問票」に記入の上、原則電子メールにてお願いします。なお、電子メール送信後に受理のメールが本市担当者から届かない場合は、必ず電話により到着の確認をお願いします。

以 上